

令和3年度 第3回白井市地域福祉計画策定等委員会会議録

- 1 開催日時 令和4年2月28日（月）午後1時30分から2時45分まで
- 2 開催場所 白井市役所 本庁舎災害対策室2、3
- 3 出席者 高尾委員長、松本副委員長、伊藤委員、入江委員、岩田委員、遠田委員、黒添委員、柴委員、白石委員、根本委員、山口委員、渡辺委員
- 4 欠席者 久保委員、小西委員、森谷委員
- 5 事務局 村越社会福祉課長、石田係長、村田主査補
- 6 傍聴者 1名
- 7 資料 ①会議次第、委員名簿
②議題1 白井市第2次地域福祉計画の中間見直し(案)について
③議題2 「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組について
④白井市第2次地域福祉計画の中間見直し(案)
⑤「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組(令和4年～令和7年)(案)

8 議 事

I 開会

○事務局 それでは、議事の進行につきましては、委員長が行うこととされておりますので、高尾委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

II 議題(1)

○委員長 それでは、議長を務めさせていただきます。時間に限りがございますので、円滑な議事運営に御協力をお願いします。特に発言の際には、名前が見えませんので、お名前を言ってから発言していただきたいと思ひます。

次第に従ひまして、議題の(1)白井市第2次地域福祉計画の見直し(案)についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 では、事務局より、議題(1)白井市第2次地域福祉計画の中間見直し(案)について説明いたします。

会議資料の1ページを御覧ください。

項目の一つ目として、中間見直し版(素案)に関するパブリックコメントの実施結果についてです。令和3年12月15日から令和4年1月14日までの31日間で、白井市第2次地域福祉計画の中間見直し版(素案)に関するパブリックコメントを行いました。市民からの意見等はありませんでしたので、御報告させていただきます。

本日、委員の皆様へ最終決定をお諮りし、御承認いただきました後、印刷製本を行い、3月末に中間見直し版が完成、配布することとなります。なお、今回の資料で、15ページ、

16ページの計画の体系図が事務局の印刷のミスにより、折り返しになってしまいました。大変申し訳ありません。製本の際には、見開きで体系図が見られるように修正させていただきたいと思います、申し訳ございませんでした。

続きまして、項目2、計画書（中間見直し版）の配布先及び周知方法について説明いたします。令和4年度から、計画書に基づき、市民とともに取組を推進するため、広報しろい、市ホームページに掲載するほか、関係団体等に計画書を配布し広く周知いたします。配布先は、各施設、団体等を予定しております。

なお、資料1 ページ下段にあります四角枠の中で、下線が引いてあります団体等については、地域福祉団体、自殺対策関係団体などに新たに配布する先といたしまして、取組の御理解をいただきたいというふうに考えております。

次に、事前に委員の皆様から御意見を頂戴できたところ、先にお手紙を出させていただきました中に、質問や御意見を頂戴いたしましたので、議題（1）に関係いたしますものを事務局より説明をさせていただきます。

資料の議題（1）中間見直し版を御覧いただきながら説明をさせていただきたいと思います。まず7ページを御覧いただけたらと思います。

7ページにあります、一番下の表になります。障がい者（児）の推移についてですが、令和2年度のデータが新たに加わったことで、数値が前回よりも上がっている視覚障がい、聴覚障がい、音声等障がいの年齢区分は、大人もしくは子ども、どちらが増加しているのでしょうかという御質問を委員の方からいただきました。

担当課に確認いたしましたところ、増加の要因については、いずれも65歳以上の高齢者であるという回答をいただきましたので、報告させていただきます。

続きまして、中間見直し版23ページお願いいたします。

コロナ禍により介護施設等、防護服や消毒液は保険の加算がなく、施設の持ち出しというふうに聞いている。市としての支援はあるのか、実態はつかんでいるのかという御質問を委員の方からいただきました。

現在、国が県を通じて手袋やマスクの提供が定期的であり、市内医療機関、介護施設、保育園等に希望を伺いながら配布しているところです。コロナ担当課の健康課に聞いたところ、防護服や消毒液が足りていないという相談は特に受けていないということでしたので、報告させていただきます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

子育て支援の関係より、ウィズコロナで学級閉鎖や保育園、幼稚園の休業時等、仕事をしている保護者への支援はあるのか、預かり保育は市内にあるかという御質問を委員の方からいただきました。

保育の担当課に確認したところ、休園等による市内での預かり保育は、ないということです。お子様にとっては、全く知らない預かり保育でストレスとなってしまうよりも、可

能な限り自宅で過ごせるように、国等からの休業補償など、仕事を持つ保護者への支援は充実してきています。

また、濃厚接触者の自宅待機期間の見直しが、最終接触日から10日だったものを7日に変更になっていることもあり、最短のお休みで待機期間が明けるようにもなってきているというところもあります。

また、コロナ蔓延当初では、園全体で休園することも多かったが、コロナの対策が明らかになってきてからは、園全体ではなくクラス単位でのお休みというものも検討できていることから、状況によっては異なりますが、別のクラスで預かる方法というものも取り入れながら、今できる支援を行っていますというものの回答でしたので、こちらについても御報告をさせていただきます。

続きまして、37ページを御覧いただけたらと思います。

37ページ、下から5行目になります。改正社会福祉法の106条の3、生活困窮者自立支援事業を行う者とは、どのような者か。市内にあるか。その他支援機関とは、どのような機関かという御質問を委員の方からいただきました。

生活困窮者自立支援事業を行う者とは、主に社会福祉協議会や社会福祉法人、特別非営利法人などです。白井市は、「くらしと仕事のサポートセンター」として社会福祉法人生活クラブに業務を委託して実施しているところです。

その他支援機関とは、どのような機関かというところですが、こちらについては、生活困窮者自立支援事業の国の例示が多数ございまして、かなり区分に分かれているような形となっております。区分のほうで御紹介させていただきますと、福祉相談の窓口、仕事・就労、家計、経済、医療・健康、高齢、障がい、子育て・教育、刑余者等、地域など、項目ごとに多くの関係団体の例があり、市でも支援策を講じる上で、その方に必要な関係機関等との連携をとっていくこととしております。

続きまして、計画書、少し前に戻ります。18ページをお願いいたします。

災害時の対応になります。障がいをお持ちの方の御家族は、避難所生活において、とても不安を感じておられる。介護サービス、医療サービスが必要な人など、災害発生時に一時的には仕方がないが、避難所生活が長引く場合は、福祉避難施設、またはスペースの確保が必要ではないかという御意見を委員の方からいただきました。

委員のおっしゃるとおり、障がいをお持ちの方などの避難支援体制づくりは、市としても重要であると捉えております。市では、昨年度行った地域防災計画の修正により、今年度から庁内福祉部門が中心となり、福祉避難所の設置運営に関するマニュアルの検討や、障がい者施設、介護施設等による災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定の具体化について、検討を進めているところです。

今後は、近年国が進めております避難行動要支援者の個別避難計画の作成検討を踏まえ、市民が安心して避難できる体制づくりについて、庁内等で検討してまいりたいと考え

ております。

以上、議題（１）について、委員の皆様からの御質問等を踏まえ、事務局より説明をさせていただきました。

委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、今事務局から説明がありました。

まず、７ページの障がい者（児）の推移についてというところで、数字が上がっているということでした。そこで、視覚障がい、聴覚障がい、音声障がいの年齢区分は、大人か、子どもによるものかということでしたけれども、いずれも高齢者だという話がありました。説明がありましたけれども、それは、それでよろしいでしょうか。

ほかに。はい。

○委員 高齢者だということが分かったのですけれども、高齢者がなぜこのような障がいを負うのかという原因というか、要因みたいなのは、この会では把握していないのですか。

○委員長 その辺は、事務局はどうですか。

どうぞ。

○事務局 事務局より、今の御質問の件について説明をさせていただきます。今回の御質問について、担当の課に確認し、そのような回答であったということです。

具体的な内容については、個別計画の直接の担当課の審議案件となりますので、こちらでは個別に細かい資料というのは持ち合わせていないところがございますので、一応確認をして、そのような形の回答をさせていただいたという形になります。

○委員長 どうぞ。

○委員 高齢による聴覚障がい、視覚障がいというのは、恐らく慢性疾患から来るものだと思うのですね。例えば糖尿病の方が失明するとか、それから高齢性の難聴から障がいに至るという状況を放置しているというところでは、この地域福祉計画の中で高齢者の健康とかそういうのを取り入れているじゃないですか。やはり今後、増えるものだと思うるので。高齢化社会に向けて増えるものだと思うのと、あと貧困による医療にかかれないというところから、こういう障がいに至るということも考えられますので、ぜひそこは、真剣にここで対策というか、聞いてませんじゃなくて、きちっとやるべきだと思います。

○委員長 今おっしゃることはよく分かりますので、事務局のほうとしても、障がいに至る原因というものをつかんでおく必要があるかというふうには思います。もし、そういうことが、行政のほうでつかめるということであれば、次回にでも。あるいは、何らかの形で委員の皆様方に説明するということが必要になるかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

今のところは、それでよろしいですか。いいですか。

○委員 いいです。

○委員長 ほかにありますか。まず、この障がいの問題に関しまして、ありますか。よろしいですか。

それでは、次にありました23ページのコロナ禍によって介護施設等、防災服とか消毒液は保険加算がないのだと、施設の持ち出しと聞いていると。市としての支援はあるのか、実態はどうかということでしたけれども。回答としましては、国が県を通じて手袋やマスクの提供が定期的にあって、市内の医療機関、そして介護施設、保育園等に希望を伺って配布しているということでした。

現在のところは、防護服、あるいは消毒液が足りていないという相談というようなものは、今のところはないのだという説明でしたけれども、それでよろしいでしょうか。

どうぞ。

○委員 白井市がそうなのかというのは、ちょっと私は疑問で。最近の新聞なんかの記事を読みますと、介護施設のところで訪問介護したりだとか、それから自分たちのコロナのクラスターが発生したりとかのときに防護服とかを使うのです。医療の現場は、診療報酬という形で、ちゃんと医療の診療報酬からの加算があるけれども、介護施設にはそういう加算がないので、非常に困っているというニュースを見たことがあるので。白井市だけがないのか、ニュースになるほど深刻なのかというところについて、防護服、消毒液の不足は聞いていないというのが、私は報告が信じられないと思っています。本当にそうなのでしょうか。だって、すごくニュースにはなっているのですよ、いっぱい。

○委員長 委員さん、いかがですか。

○委員 私のほうの施設の社会福祉協議会に関しては、先ほどおっしゃった防護服等は寄附はありませんけれども、消毒液、マスク、手袋等に関しては、全て寄附がございます。寄附をしてもらったものでも、全部使い切れないくらいあるのですね。だから、福祉センター、地域福祉センター、事務局のほうにも、大量にいただいています。企業からももちろんもらっています。

だから、うちのほうで持ち出しはしなくても良い状況です。最初は買わなきゃいけないねということで、社協のほうで購入したのですけれども、その後、どーんと企業からとか、いろいろなところからいただきまして、うちのほうは全く何も困っていません。

ほかのところは分かりませんが、社会福祉協議会に関しては、万全にしているつもりです。

○委員 分かりました。

○委員長 介護施設とかいうところではどうなのかと、やはり具体的につかんでおく必要があると思うのです。行政としては、今のところ相談は受けていないということですので。実態はどうかということを行政のほうでも調べておく必要があるかというふうには思います。そこはよろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 それでは、次のところへ行きたいと思います。

25ページ、コロナで学級閉鎖とか、保育園、幼稚園とか、休業時に仕事をしている保育者への支援はあるのか、預かり保育は市内にあるのかということでした。

回答としましては、全体で休園するということが多かったけれども、コロナの対策が明らかになってきて、今はクラス単位で休むというようなことが出てきているということでした。クラス単位で預かる方法も取り入れていくと。今できる対策を行っていくということでしたけれども。御意見はありますでしょうか。

はい。

○委員 国からの保護者に対する休業支援というのが、小学校何とか休業補償とか、何か名前があって、企業さんがちゃんと証明してくれないと支援がもらえない制度があるみたいなのです。なかなか企業がそれに協力してくれなくて、自分でやろうと思うと、とてもハードルが高くてできないという声を聞いたことがあるのですけれども。その辺の、休業支援があるというだけじゃなくて、実際にその支援の、例えば白井市内の企業で働いているお母さんたちが、そうやって支援をもらえるような、そういう制度にきちんと市が指導しているかどうかというのを私は心配です。

○委員長 委員、学校関係でその辺はいかがですか。情報は。

○委員 いくつかの家庭からは、出席停止になりましたという証明書をくださいということで、学校のほうで発行していることはありますけれども。それは、全ての企業さんに関わっているかどうかは、私のほうでは把握はできていませんが。そういう例は、確かにあります。

○委員 せっかくある制度なので、市のほうでもそういう、ここに例えば最低、白井市にある企業さん、雇用主さんには、そういうことに協力するようというふうな、ちゃんとした通達を出していただきたいと思います。

○委員長 そういう意見がありますので。企業のほうに行政がどれだけ強制力を持つかということはあると思いますが、できるだけ協力してほしいという訴えはする必要があるかというふうには思います。

それと、保育園なんかでは、休んでしまいますと、お母さん仕事に行けないわけで。都内なんかですと、ものすごくベビーシッターの要請がたくさん出ておるというようなことで。その場合の賃金とかをどうするのかということが一つの課題になっているというふうな情報が今のところありますけれども。こういうふうには何か非常に深刻だというふうな話ですね。では、その辺のところの対策はどうなのかということも、今後、必要になってくるというふうには思います。

○委員 今言ったベビーシッターの件なのですけれども、自治体がクーポンを出して、それで利用できるように。子供が休園・停止になった場合は、自宅で子供を見る制度という

のが、本当に都内にはあるのです。私、港区で保育園関係やっていたので、そういうシステムがあるのを知っていたのですけれども。そういうのが白井市にもあるべきなのじゃないかなというふうに思いました。

これだけコロナがひどくなって、待機期間が短くなったとはいえ、仕事に出なければいけないというお母さんもいますし。あとは、在宅でリモートをやるにしても、子供がいるとなかなかやはり仕事に集中できなくて、子供と一緒に仕事できるというのはすごく難しいことだと思うので、ベビーシッターの派遣というのを、やはり考えてもらいたいと思います。

○委員長 そうですね。そういうこと、非常に重要なことだというふうに思うのです。今は働く人がほとんどなわけですから、そういう検討が必要なのだと。

委員、どうぞ。

○委員 今、実際のところ、そういった要請とか要求とかというのは、現にあったりするのですか。例えば、私は普通に今パートで働いていて、子供が大きいので、学校が休校になったりしても、自分は働きに行けたのと。あと一応、会社のほうも休業補償があるので、使いますかというお声がけはいただいているので、決して私は困ってはいなかったのですけれども。実際、困っている方というのが、いたりするのかということ、そういう方は、まずどこに相談するのかというのは、全く分からないので。もし、さっきもあつたのですけれども、そこまで白井市、実は困っていないのじゃないかというのが、私はあるので。

もし困っている方がいるのだとしたら、まず相談窓口がどこにあるかというのを知りたいということ、あと、そういう声は拾い上げる形になっているのかどうかという。まず支援ありきじゃなくて、そこはどういう状態になっているのか、もうちょっとはつきりさせてから動くということも必要なのかなというのを聞いていて思いました。

○委員長 事務局のほうで分かりますか。

○事務局 先ほどから、とても、それぞれ役所の担当課に行って初めて分かるような仕事の内容であつたりとかする御質問なので、私ども社会福祉課のほうでは、福祉・健康分野全てを把握しているわけではないので、この場でお答えしたくてもお答えできていない、お答えできない内容のお話になってしまっていますので、この場でお答えするのはできないので、申し訳ございません。

ただ、今回、事前に意見をいただいたものについては、それぞれ担当課に事前に答えを確認してお伝えさせていただいているところなのですけれども。今の実際にベビーシッターの要請があるのかとか、休業要請で困っているのを相談したいのだからということが、声があるのかということについては、担当課が保育課というところに恐らくなると思うのですけれども、そちらでどこまで把握しているのかというのは分かりませんので、申し訳ございません、正確な答えは、ここではお答えできません。

ただ、役所の仕事の進め方というのは、委員がおっしゃったとおり、受けたものを全て

やるというのが仕事ではなくて、どこにつながられるのか。例えば自分たちが全てをやる必要はないというのは、まさにこの福祉の分野だと思えるのです。なので、そこをいかに自分たちが情報を多く持って、どのように伝えられるのか、つながられるのか、そういうのが福祉の一番大きな役目なのではないかと私たちは思っているのです。

話を原点に戻らせていただきまして、とても細かい御意見。これは必ず担当課に伝えて、そういうものが可能であるのなら検討してもらうようには、当然お伝えします。

ただ、この地域福祉計画というのは、第1回目のときに恐らく説明したかとは思いますが、すけれども、あくまでも健康・福祉の基本的な方向性をこの計画の中に落とししていくもの。計画に落としたものについて、それぞれ個別の分野、障がい、高齢者、保健、もろもろの部分において、その下にある個別の計画でより明確化して実施していくというのが、計画の流れということになっています。

その個別の計画の上である方向性を示すのが、この地域福祉計画になりますので、先ほどから、とてもいい御意見をいただいていると思っております。思っているのですけれども、細かい部分については、ここの地域福祉の大きな方向性の計画ではなくて、下にある個別の計画のほうで実施していくようなお話になってきてしまうので、当然、先ほど言いましたけれども、担当課には必ず伝えて、いろいろ検討してもらうような形では、お伝えしますので、それで御理解いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長 どうぞ。

○委員 中間評価というA B C Dの評価の欄があったと思うのですが、その中で地域福祉コーディネーターの養成というのが、そこに関わる職員の配置というのが偏ってしまっていて、D評価なのです。平成31年から令和2年まで。

それから、地域福祉の活動拠点整備のところ、福祉にかかわる地域担当職員の配置、これもやはりDなんです。職員が足りてなくて、今おっしゃったように、いろいろなところをコーディネートして、どういうふうに福祉を作り上げていくのかというのが仕事だと思うのだけれども、そもそも、そのコーディネーターの職員養成ができていないという、そういうところで本当に大丈夫なのかというのが私の心配です。実際のところは、職員は足りているのでしょうか。

○事務局 お答えします。職員数が足りているか、足りていないと言われると、当然人が多くいれば、当然うまくいろいろなことができるという可能性はあると思うのです。

ただ、市役所というのは、定員管理というのがありまして、市役所、福祉分野に限らず市役所全体で、この年度には何人採用するとか、採用ということか全体の人数の枠みなのを持っていて。基本的には、400だったら400とか、次の年はこういうことがあるから、こうなるとか、退職者がいるからどうこうとかというのは、大きな枠が決まっているのです。

そこから人事担当のほう、今度福祉の分野に何人配置しますよとか、そういう形になってくるので。あとは、私課長どもの立場から答えると、今預かっている職員で、できる

限りのことを精いっぱいやっていきたい。当然その中で、この計画というのは、あくまで市がこれからやっていこうとすることを示しているものになるので、すごく重要な話なのです。これをやっていくために、自分たちの職員をどうやって生かしていくのか。

先ほど、地域コーディネーターというのは、確かに評価、低いのですけれども、これというのは、実際、コーディネーター研修に行って、その養成講座に参加した方がいるかいないかということで評価、今までできてきているところがあるのです。ただ、それは知識であって、実際には、その知識はあったほうがもちろんいいのです。あったほうがもちろんいいのですけれども、なくても、いろいろなところにつなぐ役とか、なければできないということではないと思うのです。プラスアルファのとていい経験と知識を得られるコーディネーター研修なので、これはぜひ参加させていきたいのですけれども、なかなか参加できる状況にないというのが現状です。

今こういう、どうしてもいろいろな仕事は今、福祉の分野で下りてきてしまっているところがあって、確かに人数的に余裕はないです。ないのですけれども、その中で精いっぱいやっています。それは多分、社会福祉協議会は近くで見えていただいているので、よくご存じなのかなと思うのですけれども。

うまくまとまりませんが、私どもは精いっぱいやっていますし、当然、地域の皆様とか、ここにいる皆さん、委員の皆さんであったり、関係団体の皆様と協力しながらやっけていかなきゃいけないことだと認識しています。それが次の今度中間見直しで新たに追加した包括的な支援体制の整備づくりというものにつながっていくものだと思っているので、御理解いただくのと、これから私どもの進めていくものに、ぜひまた皆様の力としても必要になってくるので、御協力お願いしたいということで。お願いしたいのですけれど。すいません、よろしいですか。

○委員 一生懸命やっているのは、当然のことだと思うのですけれど、今さっき言った、困った人の相談窓口がどこにあるのか、担当課でないと分からないと、さっきおっしゃっていたじゃないですか。困った人の相談窓口とか。だから、そういうものも全部含めて、計画の中でこうですよと示せるようなものじゃないと。ただ話して、あ、そうでしたね、なんかあまり困ってないようですね、じゃあ、これでいきましょうかみたいに進んじやうのは、私はちょっと嫌だなと。

○委員長 おっしゃることはよく分かります。事務局のおっしゃることもよく分かりますが、問題は、総合相談窓口なのですよね。今出ている話は。だから、どこへ相談すれば、役所のほうとしては、それは個々に、福祉なり、障がいなり、課に聞いていくということがあろうかと思えますけれども、まず、その断らない相談ということがメインなわけですから。

そうすると、相談窓口の中でいろいろな情報を聞いて、そして、この問題はこっちへというふうに振り分けていくという、そういうことが制度改正の狙いなわけだから、まず総

合相談窓口をきちんとしていくということが必要なのだろうというふうに思います。という部分です。

話としましては、現在のところは、コロナでの保育園、あるいは小学校、幼稚園を含めた、休園の場合にどうするのかということでは、様々なクラス単位で預かる方法も取り入れて検討しておりますということですので、この辺はこのまま進めていただきたいというふうに考えます。

それでは、次のところへ行きたいと思いますが、37ページの改正社会福祉法の第106条の3ですが、生活困窮者自立支援事業を行う者とはどのような方ですか。市内にありますか。その機関とはどういうものなのでしょうかという質問がありまして、機関としましては、社会福祉協議会、あるいは社会福祉法人、NPOなどに委託してやっておりますということでした。それでよろしいかということなのですけれども、よろしいでしょうか。

ただ、この法律は、生活困窮者自立支援法というのは、要は生活保護に陥る前に予防をしましょうということで、様々な住宅の対策だとか生活支援を行って、そして生活保護には陥らない対策を練っていきましょうということです。社会福祉協議会では、これを行っていらっしゃるということですよね。

○委員 はい、そうです。

○委員長 では、説明よろしいですか。こういうことをやっていると。

○委員 先ほど委員のほうからも言われましたけれども、コーディネーターの件でもそうですけれども、これもすごく行政、よく頑張っています。

また、私たちのほうも、どこまでがというのじゃなくて、断らないというのは原点にありますので。社会福祉課とか高齢者福祉課なのですけれども、地域包括支援センターとうちも連携して、常に断らないということで。それでも駄目なときは、うちで弁護士を抱えていますので、そちらのほうにも回っていただきますし、継続してずっとサポートしていくというのがうちのモットーですから、それはやっております。

他方面でも、例えば地域包括支援センターでもできないねというときは、弁護士に、こういう場合はどうしたらいいかなということで、弁護士から指導を仰いで、それからまたその部署ごとにつなげたり、また、例えば県社協に言ったりとか。いろいろな面でうちの事務局長も、すごくそういうのはたけていますので、早急に動いてくれます。だから今は、すごくありがたく思っています。だから社会福祉課や高齢者福祉課とは、連携を常にとってお互いにやっているのです、多分、わからないままという人のほうがいらっしゃらないんじゃないかなと思う。

困窮者に関しても、そうです。今度また、お米も100キログラム近く寄附しますというところがありますので、それも県内でうちが一番先に、白井市に寄附しますねということで日にちが決定じゃないのですけれど、3月の20日に、その会社からとか寄附が来て、声かけしてくださいということで、私もじゃあというので、今していますから。

お米だけではなく、本当にお互いに社会福祉課などとは連携とりながらやっております。先ほども、委員長のほうからもおっしゃっていましたが、事務局も言っていましたけれども、本当にできるだけ「見える福祉」にしたいと思っておりますので、来られた方には、万全にじゃないかもしれませんが、こちらとしては万全にしていきたいと思っています。

ちょっと一ついいですか。すみません、フードバンクのほうでも、うち何年間も続けて10日ぐらい、土日も挟んでやっておりますけれども、それもすごく好評で。最初1年に1回だったのですけれども、市長のほうから、もっとやると言われることに、今2回やっているのですけれども、それもずっと継続してやっています、実際に。今年もそういう形でやっていけばいいなと思うのです。

それで、本当に白井市の市民の方からも、ものすごい寄附がありますし、本当に助かっています。そういった意味でも、本当に社会福祉課とかそういうところとは連携をとりながら、高齢者のほうでも、そちらのほうからも逆に寄附していただいたりとか、できることは言ってねということ言われますので。本当にみんなで連携プレーしながらやっているつもりなので。

それで、もし何かあったら、こうしてほしいということがありましたら、うちのほうにも来ていただければ、窓口はいつもオープンにしておりますので、ぜひ来て知恵を授けてください。よろしくお願ひします。

○委員長 この事業は、非常に大切なのですよね。生活保護に陥ってしまうと、なかなか自立が難しいということがありますので、その前の段階で止めようと、自立に持っていこうということですよ。だから社会福祉協議会に頑張ってくださいということだというふうに思います。よろしいでしょうか。

それでは、その次、18ページです。災害時の対応。特に障がいをお持ちの方の御家族は、避難所生活において、とても不安に感じられると。そういう福祉避難施設、またはスペースの確保が必要ではないかという質問で、現在のところ、個別の避難計画の作成、検討を踏まえて体制づくりを行っていますということですが。それでよろしいでしょうか。もし質問があれば、お願ひしたいと思います。

どうでしょうか。なかなか避難所の場合に、障がいをお持ちの方が避難所で生活することは非常に大変だということが出てきておりますので、福祉避難所とか、そういう設置がやはり求められると。設置だけではなくて、運営ですよ。そこでの生活ができるような運営の方式を取っていくということが必要なのだろうということですね。何か御意見がありましたらお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、今、質問項目を確認して事務局のほうで答えていただいて、意見の対応を確認しておきましたけれども、ほかに、もし御意見があれば、お願ひしたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もし御意見があれば、事務局のほうへまた文書なり口頭なりで伝えていただきたいというふうに思います。

それでは、議題（１）につきましては、終了したというふうにさせていただきます。

Ⅲ 議題（２）

それでは、引き続きまして、議題の（２）「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組について、に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題（２）「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組について、事務局より説明させていただきます。

会議資料の２ページを御覧ください。

白井市第２次地域福祉計画の「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組については、平成30年度から令和３年度の４年間の個別計画として取組を進めてきました。

今回、令和３年度に白井市第２次地域福祉計画の中間見直しを行うに当たり「地域福祉に関する施策」にかかる令和４年度からの主な取組について、令和３年度までの取組に関する評価を実施するほか、第２次地域福祉計画の中間見直しとの整合を図りました。

（１）の地域福祉に関する施策の評価、こちらは前回会議の資料の再掲という形になります。令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の蔓延等により地域福祉の活動の多くが中止に追い込まれる事態となりました。その結果、令和２年度の評価が平成31年度に比較して「悪化」に転じた項目が多かったということ。今後はコロナ禍における「新しい生活様式」に沿った活動方法を創意工夫しながら、活動を継続的に進めることが求められております。

実際に令和３年の今年度は、感染症対策を講じた上で活動を再開しているところでございます。コロナ禍であっても、今まで取り組んできたことを継続していけるよう、広いスペースの確保であったり、定員を削減することによって回数を増やしたりというような活動方法を工夫しながら実施していく形ではなっておりまして、今後も実施してまいりたいと考えております。

３ページになります。

包括的な支援体制づくりに関する項目の追加という形になります。地域福祉計画の中間見直しにおいて、新たに追加された包括的支援体制づくりに関する三つの取組項目を追加いたしました。「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」となっております。

こちらについては、社会福祉法第106条の４第２項に基づき、市町村が実施する包括的な支援体制づくりの、重層的支援体制整備事業に要する経費については、国の基準を満たす実施計画書を作成して取り組む場合には、財源を支援していただけるということになっております。

市では、この努力義務となっている本事業を実施できるよう、次年度以降準備に入りま

すが、実施する上で取組が必須となっている「包括的な相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の三つの枠組みをこの時点で押さえ、財源を確保した上で取組内容を検討していきたいと考えております。

具体的な支援策については、この三つの枠組みの中で市民や関係機関の皆様と取り組めるようにするために、まずは該当事業である、介護、障がい、子供、困窮の担当課となっている庁内関係課で意識統一を図ってまいりたいと考えております。

三つ目に、法改正や制度の改正に伴う一部修正ということで、会議資料の3ページから4ページのところに記載しております。近年の法改正や制度の変更に対応するため、取組の項目及び実績の指標について関係各課の協力により点検し、必要な項目については一部修正を行いました。

基本的には、第2次地域福祉計画の期間内、平成29年度から令和7年度までの取組という形になりますので、大幅な変更は行いません。

変更点については、下線を引いているところがございますので、資料2の議題(2)の資料2のほうの、しろい支え愛プランのほうを御覧いただけたらというふうに思います。

また、平成30年度に、市で初めて自殺対策計画を策定したことによる取組の一部追加、昨年度から取組を開始した高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する内容の一部変更、昨年度に修正した地域防災計画に関する取組の一部変更、生活困窮者自立相談支援事業に関する取組の内容の変更のほか、先ほどお伝えした包括的支援体制づくりに関する事項の新規追加などが主な変更内容となっております。

こちらについて、大変申し訳ないのですが、文章の言い回しや語尾については、最終的に統一を図らせていただきたいと思いますので、その旨御了解をいただけたらと思います。

次に、議題(2)について、事前に委員の皆様から頂いた意見について説明させていただきます。コロナ禍による外出自粛などでサークル活動ができなくなり、コミュニケーション不足による心の健康が崩れている市民が多くなってきていると感じているという意見をいただきました。

市といたしましても、コロナ禍による心の健康の保持増進は大変重要であると捉えており、先ほども触れさせていただきましたように、感染症対策を講じた上で、活動が継続的にできるよう支援できたらと考えております。

中間見直し版でもお示ししていますが、新しい生活様式の順応として、マスクの着用、体調チェック、手洗い、咳エチケット、消毒、換気の徹底による対策のほか、開催時間を短縮して回数を増やす、今までよりも大きな会場を変更する、定員の見直しによる密の回避など、市の事業のほか、既存のサークル活動でもこのような対策を取り入れながら再開している団体がおられますので、市としても、引き続き協力支援をしていきたいというふうに考えております。

以上、議題（２）について、委員の皆様からいただいた意見とともに説明をさせていただきました。

委員長、お願いいたします。

○委員長 それでは、地域福祉に関する施策にかかる主な取組について、事務局から説明を受けました。まず、地域福祉に関する施策の評価についてです。コロナ禍にあっても生活がうまくいくように、継続していける、いわゆる活動方法を工夫しながら実施していくということでした。

それから２番目としましては、包括的な支援体制づくり、ここが重要なわけです。包括的な相談支援、それから参加支援、地域づくりに向けた支援と。これも進めていきますということでした。

それから３番目としまして、法改正や制度の改正に伴う一部修正についてということで、特に自殺対策計画を策定したということです。そして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する内容の一部変更を行ったと。それから防災計画に関する取組の一部変更、それから生活困窮者自立支援事業に関する取組の内容、そういうものを変更しておりますということでした。

委員の皆様方から出ました意見としまして、コロナ禍による外出自粛などでサークル活動ができなくなったり、コミュニケーション不足による心の健康が崩れている市民が多くなっていると感じているということで、そういう意見があって、市としては、様々なサークル活動などを通じて対策を行っていきますと。再開している団体もありますので、市としては、引き続き協力支援していきますという回答でしたけれども、この分野に関してはいかがでしょうか。御意見がある場合には、お願いしたいというふうに思いますが。よろしいでしょうか。

どうぞ。

○委員 サークル活動を再開しているサークルなのですけれども、人数が制限されてきて、今まで１個の部屋で済んだのが、二つ部屋を貸し切らないと難しくなっていて、すごく今までの費用というのですか、もちろん自分たちのことは自分で負担しろというのが基本だと思うのですけれども。やはり年金生活していて、そういう負担が増えてくると、サークルが今まで５つやっていたのを２つに減らすとか。実際、再開されていても、そういう費用の負担が多くなって、参加できなくなるという部分も出てくるので、このコロナ禍において、今まで同じ料金で２部屋借りられるような場所を市のほうでも提供してくれたらうれしいなというふうには思います。

○委員長 費用の点ですので、今、即答することは、行政のほうとしても難しいとは思いますが、できるだけ市民が安心して活動ができるような、そういう費用体系にしていくことも必要かなというふうに思いますので、ぜひ検討くださいということですよ。

事務局のほうとしては、どうですか。今の御意見。

○事務局 貴重な意見として、今はお受けするしかできないですけれども。部屋の料金とかは、電気代とかいろいろとそういうのを加味して算出されているものなので、すぐに何かうまく対応できるようになればいいのですけれども、なかなかお約束することはできないので。それぞれ施設、持っている関係課とは情報共有して、こういう意見があったよということでは必ずお伝えさせていただいて、方法であるとか、いろいろと新たな提案というのも、もし可能であればしていければと思いますので、御理解いただければということで、この場はお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

どうぞ。

○委員 あともう一つ。前も話したのですけれども、今、生活保護に陥る前の支援が大事という、これもすごくよく分かるのですけれども、でも、生活保護というのは、本当に憲法に保障されている最低限度の権利ですね。なので、生活保護のしおりには、1ページ目を開けたときに、生活保護は権利ですというのを一文を加えていただきたいと。

その生活保護のしおりがどこにあるのかも知らないのです。見たことがないのです。それで、包括支援センターで、すいませんという話をしたら、奥のほうから、ずずずっと持ってきて、1部だけあって、それを印刷してパンフレットをもらったのですけれども。

困ったときに、ほかの自治体は、印西なんかもそうですけれども、ポスターで、困ったら生活相談に来てくださいみたいなポスターがあるぐらい。それをきっかけに相談に来て、まだ生活保護するまでもなく、家賃補助をしながら、次の仕事見つかるまで補助しましょうとか、そういう制度ありますという説明のきっかけにもなるので、ぜひ、しおりの1ページ目にはそれを入れてほしいということと、ポスターをちゃんと作って、今、本当に困っている人が多いので、見える相談場所みたいなのをやっていただきたいというふうに思います。ぜひ、このプランの中に入れてもらいたいと思っております。

○委員 賛成。

○委員長 意見をまず聞きましょうか。

○委員 同じようなことになるのですけれども、私が無知だということもあるのですけれども、そもそもさっきから話に出てきていた生活困窮者とは何だろうと思っていたのです。今ちょっと調べてみて、生活保護にいかない前段階で困っている人みたいなふう書いてあるので、まず自分が、生活困窮者といわれるような立場の人が、自分がそういう立場だって、まず気づかないのかなというのを思ったのです。今、私もこの言葉を見るまでは、本当に何だろうというぐらいだったので。

なので、ここには、20ページには、早期に発見してというのが書いてあって、検索かけたら、住民税の支払いが滞っている人とか、そういう人には市のほうからも声をかけて、こういう困っている人をこっちから見つけるみたいな部もあるようだったので。さっき言ったように、生活保護にいく前段階で、まず気づいてあげる制度というのがちゃんとあ

るのだという、これを見て安心感もちよっとはあるのですけれども、なかなか自分でそういうふうになっているのだなと気づけないだろうから、そこら辺をすくい上げてくれる制度というの、すごく大事なのかなというふうに思いました。多分、どこまでどうなったら自分がそういうふうになるのかというのは、多分、分からないと思うので。

あと、単純に、この20ページの、つなぐシートって何だろうなというのを思ったので。議事録残るので、ついでに、つなぐシートについて説明しておいてもらえたらいいかなと。

○委員長 それはよく分かります。要は生活保護法がありますから、生活保護に該当するかどうかは、法律の規定によって判断していくわけですよ。だけれども、そうじゃない、その前の段階は、生活困窮者自立支援法というもので対応していくということになっているわけです。

だから、自分が困ったというふうに思えば、相談窓口に行けばいいということになるわけですけれども。それが、改正の社会福祉法のいわゆる総合相談窓口ということになるのだということですよ。

○委員 お金に困ったときに、じゃあ社会福祉なのだという発想って、普通に生きてると、あまりない気がするの。

○委員長 問題はそこなのです。そうなのですよ。

○委員 さっき言っていた障がいとか、病気とか、そういったイメージが強いから、単純に、例えばコロナでお金に困った人も対象みたいな、調べたら書いてあったのですけれども、なかなかイコールそれが社会福祉だという発想にはなりにくいので、そういう周知かなと、私は。

○委員長 生活相談は、社会福祉協議会のほうへ行っても相談は受け付けてくれるのですけれども。だから、そういうことが、変な話だけれども、大学生なんかに説明するでしょう。そのときは、おおっと聞いているわけですよ。分かったと言うわけですけれども、実際には自分が相談する立場になったら、よく分からない。だから法律なんかはよく勉強しておきなさいと言うのだけれども。なかなか聞いているだけで、抜けちゃうと。

○委員 本当そのとおりだと。

○委員長 だから学生で授業、受けていてもそうなのだから、なかなか難しいです。理解するまでには。

どうぞ。

○事務局 生活困窮者のほうの話が出たので、私のほうからお話しさせていただくと、生活困窮者自立支援法というのが平成27年にできた法律なので、まだ比較的新しい法律の部類になるのです。それまで確かに、経済的に困ったら、生活保護になるかならないかというところだったのです。それは、いわゆる最後のセーフティーネットといわれるのが生活保護になっているのですけれども、最後のセーフティーネットがいきなりハードルが高すぎる部分があるので、その前のセーフティーネットとして生活困窮者自立支援法に

基づくいろいろな支援方法というのがあるのです。

白井市では当然、社会福祉協議会に協力いただいていますけれども、白井市の窓口としては、くらしと仕事のサポートセンターというのを設置してあるのです。こちらでは、いわゆる生活困窮者自立支援法に基づく事業を進めながら、いろいろ困っている人に対するケアをしていくのです。

その中の業務内容というか、話をすると、先ほど委員から定義を見てもらったと思うのですがけれども、そこまでがちがちに定義を当てはまる人しか救わないのではなくて、私ども、多くは、くらしと仕事のサポートセンターのほうでは、とにかく困りごとがあったら相談してくださいというスタンスでチラシ等を作って、各センターにも置いてあるのです。コロナ禍という状況があったので、そういう困りごとを抱える人が多いのかなというところもあって、実は今年度は、国のほうからの支援策がたくさんあったので、結構、広報に周知しているのですよ、実は。

なので、今、担当課とすれば、あまり知らないとか言われると、まだ足りなかったのだなという思いがあって、残念ではあるのですね。

通年ですと、1回2回しか広報って載せられないものもあったりするのです。どうしても記事の都合上あって。今回、3か月に1遍とか、もしかすると生活困窮者というキーワード自体は、結構な回数、この1年では広報には載っているのですよね。でも、これが現状だということを改めて自分も認識しましたので、この後もまた担当含めて考えていきたいなと思っております。

ちょっと話、それてしまいましたけれども、生活困窮者自立支援法に基づく支援というのは、当然、困窮から脱出させてあげることが大事なのですけれども、仕事が見つからないとか、そういうことの就労支援とか、例えば生活が困ってしまう原因に、家計のやりくりが原因があるのじゃないかということも考えられるのですね。そうすると、家計改善の方法というのか、あなたはこれだけ使っているのですよということ、要は収支をちゃんと見せて、話をしあげたりとかいうことをやっていたりとか。

それとあとは、当然、関係機関ですね。先ほど障がいだったりとか、包括であったりとか、それぞれ関係機関のほうにつなぐ。そういうこと知らないことがあって、年金受給にまでいかない人なんかもいたりするのですよね。そういうことをつないであげたりとかいうことをこの窓口ではやっているのです。

なので、白井市のスタンスとしては、確かに生活保護を受ける権利があります。それは当然、法律に書いてあることなのですよね。もちろんそうなのですけれども、白井市のスタンスとしては、あくまでも自立支援法、生活困窮者自立支援法をまず生かして、そこでいろいろと救える人を救っていきたい。だから広報にもいっぱい出したいし、チラシも作って啓発しているというところだったので、もっと頑張っていきたいなと思っています。以上です。

○委員長 どうぞ。

○委員 先ほどから、事務局からいろいろな説明を受けましたけれども、実は私も、心配ごと相談所の運営委員として、一言皆さん方に知っていただきたい。

皆様方に、私も心配ごと相談所の一員として、40年来この仕事を続けさせていただいていますが、確かに生活困窮者が相談にみえます。

それで、私どもは一応、収入と支出、そういうものをどのようにして比べるかというのが、一番手っ取り早いのが家計簿ですね。家計簿を2か月ほどつけてみましょうということで。相談所には、弁護士もおりますから、弁護士とも相談して、それで本当に簡単に生活保護の手続をすればいいかなと思う反面、借金が非常に多いのです、相談に来る前に。

そうしたら、その借金がどのようにあるかと、その借金がたくさんあったら、生活保護も。生活保護の課に行って、説明聞いて帰ってくるのですが、そうすると、十何項目のそれ、達していなければ、生活保護の手続はできませんと言われましたと言って、ほとんどの方が戻ってくるのですよ。

だから、そういうときの、借金のローンを抱えている。家があったら生活保護は受けにくいとかおっしゃるけれども、その家を出て行くには、お金もかかるし、お金がないのにその家を出なきゃいけない。家のローンだけじゃなくてアパートの賃貸料も払えない。そういう方たちをどのように保護課のほうでは対応していただいているのかなと思って。もう少し詳しく教えていただけますか。

○事務局 少し細かい話になってきてしまうのですがけれども、生活保護は、なるに当たっては、そういう法律で規定されている要件というのは、当然クリアしていかなきゃいけないところがあるので、困ったからお願いというわけには、なかなかいかないのがあるのは事実なのです。

確かに先ほど今、おうちの話があったので、その例を例えて言うと、おうちがあったから生活保護は受けられないということは、まずなくて、おうちが仮にあったとしたら、その資産価値というのですかね、それがどういうものなのかから始めていかなきゃいけないわけですね。これ一例です、あくまでも。

それが例えば処分できるようなおうちであれば、それを処分というか売って、それで得たお金で再建できるだろうし、そのバランス、それこそ収支のバランスじゃないですが、そういうこともあります。

代々受け継いだ古い家とか、そういうものであれば、当然、資産価値というのは下がってくるので、その場合、わざわざ家を出て行けということは当然しません。ただ、そのおうちに住むことがいいのか悪いのか。例えばその人の持っている特性、例えば障がいがあるとか、家事がちょっとできないけれども、おうちに住まなきゃいけないという状況があって、それを生活の苦になってしまうのであれば、転居をお勧めすることは当然あります。

それぞれいろいろな条件が、総合的な条件を見た上での話になってくるので。ただ最低

限クリアしなきゃいけないものがあるので、私どものケースワーカーというか、相談対応している者は、お話しさせていただいているところだと思うのです。

中に、車の話とかもよくあるのですけれども、車を持っていたら絶対駄目かという、そういうわけではなくて。その人がそれが無いと、例えば障がいを持っているお子さんとかの通院が行けないとか、学校行けないとか、そういうこともあったりすることもあると思うので、そういうのも総合的に判断していくということがあるので。だから、こうだからこうという、がちがちのものだけではないということは、まず理解していただきたいのかなという。ごめんなさい、なかなかうまく説明できたかどうか分からないですけれども。

○委員 ありがとうございます。辛いばかりじゃございませんのね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかによろしいでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題の(2)「地域福祉に関する施策」にかかる主な取組については、以上で終わりたいと思います。

それでは、全体としまして、白井市第2次地域福祉計画中間見直し(案)につきましては、一部の文言を、言い回し、語尾について、最終的に統一を図っていくということですが、これで御了承いただいたということですのでよろしいでしょうか。

それでは、御了承いただいたというふうに判断して進めさせていただきます。それでは、印刷の時間も近づいてきておりますので、もし御意見、大幅なものはおもう直せないと思いますけれども、語尾の修正だとか何かがありましたら、早急に事務局のほうへ御連絡願いたいというふうに思います。

それでは、そのほかに事務局から説明がありますか。

どうぞ。

○事務局 事務局のほうから一つ説明をさせていただきます。今年度、委員の皆様大変お忙しい中、御協力いただきまして、ここまで来ることができました。ありがとうございます。

次年度以降については、もともとの事業の評価等も踏まえたものということで、おおむね10月ぐらいの年1回開催ということで、次年度は準備しているところでございますので、ぜひ、また御指導いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上になります。お願いします。

○委員長 事務局のほう、長い間、御苦勞さまでしたということで、感謝申し上げたいと思います。

委員の皆様方から何かありますか。よろしいですか。

それでは、白井市地域福祉計画等策定委員会の第3回会議を終了したいと思います。どうも御苦勞さまでした。ありがとうございました。

IV 閉会